

お知らせ

1010672 自動車・軽自動車の登録手続きはお済みですか

自動車税と軽自動車税は、毎年4月1日現在で車検証に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税されます。次の場合は、3月31日(水)までに必ず手続きしてください。

- ▽自動車を下取りに出したり、他の人に譲渡したりした
▽自動車を使用しなくなった
▽住所や氏名に変更があった
問合せ
■自動車・二輪車(125cc超)
■四輪軽自動車
■原動機付自転車・小型特殊自動車
■燃やせない粗大ごみ(金)

1002392 家電リサイクルと引越に伴うごみの処理

家電リサイクル法対象機器の処分
対象4品目 エアコン、テレビ

ピ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機

処理方法(リサイクル料金の支払いあり)
▽購入した、または買い替える販売店に依頼
▽郵便局で家電リサイクル券を購入し、市の許可を受けた収集運搬業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼
▽家電リサイクル法で定められた指定引取場所のウブカタ資源(屋形原町2-1-3、22-5555)に直接持ち込み

引越に伴うごみの処理方法
処理施設に直接搬入、または市の許可を受けた収集運搬業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼
持ち込み場所
燃やせる粗大ごみ(木製家具、布団など)

燃やせない粗大ごみ(金属、硬質プラスチック製品、家電リサイクル法対象4品目を除く家電製品など)
田市一般廃棄物最終処分場(上川田町字日影地内)

23・8599)
問合せ 環境課廃棄物係
線3073

1002005 第二次沼田市環境基本計画の取り組み状況

環境保全などを総合的かつ計画的に推進するため、6つの基本方針に基づいた各種施策に取り組んでおり、令和元年度の実施分について以下のとおり点検・評価を行いました。

令和元年度の状況
第二次計画で定めた施策数1-7のうち令和元年度に実施した取り組みの数は85、実施割合は72.6%で、「ほぼ予定どおりの効果」といった評価が多くありました。

今後の取り組みへの活用
点検・評価した内容については、第二次計画の進行管理を行う「沼田市環境審議会」へ報告し、評価方法や目標設定の仕方などさまざまな意見が出ました。これらのご意見を基に、今後も取り組んでいきます。
※詳しくは市HPをご覧ください
問合せ 環境課環境係
線3072

赤い羽根共同募金運動
歳末たすけあい募金運動
ご協力ありがとうございました

赤い羽根共同募金
1502円
歳末たすけあい募金
336万5000円

1002466 自立支援医療(精神障害者保健福祉手帳)の申請
自立支援医療(精神通院医療)受給者で引き続き治療が必要な人、精神障害者保健福祉手帳所持者で更新手続きが必要な人は、有効期間の終了する3カ月前から再認定(更新)の申請をしてください。

問合せ 社会福祉課障害福祉係
線3107

1001876 後期高齢者医療制度 被保険者の皆さんへ

被保険者証
保険証の有効期限は7月31日(土)までです。8月から使用する保険証は7月中(新たに75歳になる人は誕生日の前日まで)に郵送します。

国民年金付加保険料の納付のご案内
付加保険料制度は、国民年金の定額保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされる制度です。
付加年金額(年額)は、200円×付加保険料納付月数となります。付加保険料の納付を希望される場合は手続きが必要です。
※国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付することはできません
問合せ 国保年金課医療年金係
線3131・3134、
線3139・221607

高額療養費
1カ月の医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

高額介護合算療養費
医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証
入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は、所得によって異なります。申請により「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付される場合があります。

これを病院の窓口に表示すると、認定を受けた自己負担限度額・標準負担額までの負担となります。交付対象となるかは問い合わせください。

保険料の仮徴収
4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。

保険料納付
保険料は期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、有効期限の短い短期被保険者証が交付されることがあります。また、滞納期間によっては延滞金がかかります。保険料は滞納したままにせずご相談ください。
問合せ 国保年金課医療年金係
線3133

1001876 幼稚園の預かり保育など 施設等利用給付認定

次の方は保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)を受けていないと、保育料などが無償化になりません。施設をご利用前に認定申請書の提出をお願いします。

認定(施設等利用給付認定)を受けていないと、保育料などが無償化になりません。施設をご利用前に認定申請書の提出をお願いします。
■幼稚園、認定こども園の預かり保育を利用の人
▽3~5歳児クラスの保育の必要性のある子ども
▽満3歳児クラスのうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども
■認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用の人
▽3~5歳児クラスの保育の必要性のある子ども
▽0~2歳児クラス(満3歳児を含む)のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども
■保育の必要性
保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育をできない状況にあります
■保育の必要性の事由
①就労②妊娠・出産③疾病・障害④介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待・DV⑨その他
※父母ともに証明する書類をご提出いただけます
問合せ 子ども課保育係
線3126

(広告)

(広告)

(広告)

(広告)